

第3期 苓北町男女共同参画計画

令和4年3月

苓北町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 男女共同参画社会とは	1
2. 男女共同参画社会の必要性	1
3. 男女共同参画の現状と課題	3
第2章 計画の基本的考え方	10
1. 計画策定の趣旨及び基本理念	10
2. 計画の位置づけ	11
3. 計画期間	11
4. 計画の基本目標	12
5. 重点目標	12
6. 計画体系図	13
7. 計画の推進体制	14
第3章 行動計画～具体的な取組み～	15
重点目標第1	
男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と環境づくり	15
重点目標第2 あらゆる分野における女性の参画拡大	16
重点目標第3 男女共同参画における安全、安心な暮らしの実現	20
資料編	22

第1章 計画策定にあたって

1. 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法第2条に、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されています。

この条文の中の「参画」とは単なる参加ではなく、自らの意思によって主体的に企画や立案から意思決定、そして実施までの全ての段階に参加するということを表しています。

すなわち、家庭、地域、学校、職場など、社会のあらゆる場面で、誰もが自由と平等を享受し、性別に関わりなく自らの意思に基づく生き方が実現でき、男女が対等なパートナーとして共に支え合い、豊かな個性と能力を十分に発揮できる社会が男女共同参画社会です。

2. 男女共同参画社会の必要性

1999年に制定された「男女共同参画社会基本法」の前文において、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明記されています。

また、同法第14条には、市町村は「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」と規定され、市町村には、地域の風土や伝統文化、慣習、住民意識、経済状況などを踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

これに加えて、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）が平成27年9月4日に施行されました。

この法律は、近年、自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進しようとするものです。

では、なぜ男女共同参画社会づくりが必要なのでしょう。その理由は、次のとおりです。

<第一：基本的人権の尊重>

我が国においては、日本国憲法により「個人の尊重と法の下での平等」が保障され、教育基本法、労働基準法などの各法律のうえでは男女平等が保障されています。しかし、現実には、職場における昇進・昇格、家庭における家事や育児・介護に伴う負担、「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される性別による固定的役割分担意識に起因する慣習やしきたりなど男女間に格差があり、性別によって自己の個性や能力を発揮する生き方、働き方などの選択が制限されている状況が未だ存在します。また、ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、ストーカー行為など女性の人権を著しく侵害する行為も依然としてみられます。今後も、「男女共同参画」によって、基本的人権の尊重、男女平等の意識を社会全体に浸透させる必要があります。

<第二：社会経済情勢の変化への対応>

少子・高齢化の進展や人口減少社会の到来、経済低迷による格差の拡大、家庭や地域社会の変化など、私たちを取り巻く社会経済情勢は急速に変化しています。長期的にみた労働力不足への懸念、社会保障制度の維持、価値観の多様化、職業観の変化、家族形態やライフスタイルの多様化などに柔軟に対応していくため、女性の様々な分野への進出や男性の家庭参画、働き方の見直しが図られ、男女が豊かな個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

<第三：魅力ある地域づくりの実現>

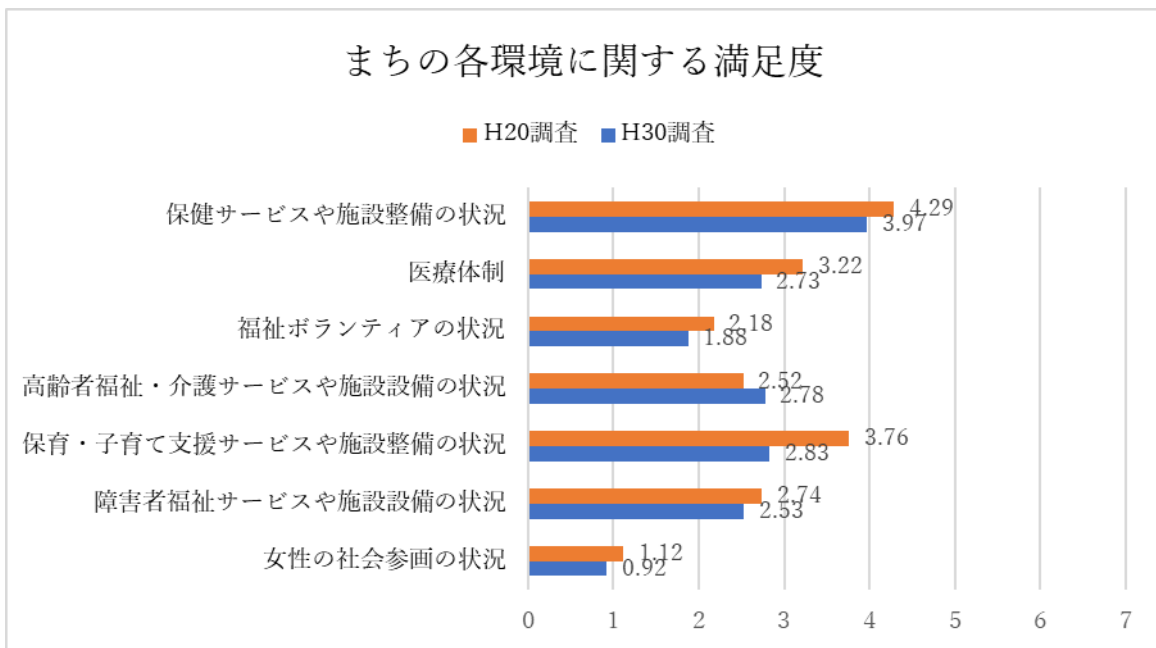
地域づくり活動においては、下支えとしての女性の参画は多いものの、企画立案段階への参画は依然として進んでいないのが現状です。住民の半数以上が女性です。地方分権の時代、地域を自らの手で創るためには、老若男女が地域づくりや暮らしの改善に参画し、新たな視点で取組むことが地域の活性化、暮らしやすい地域づくりにつながります。

3. 男女共同参画の現状と課題

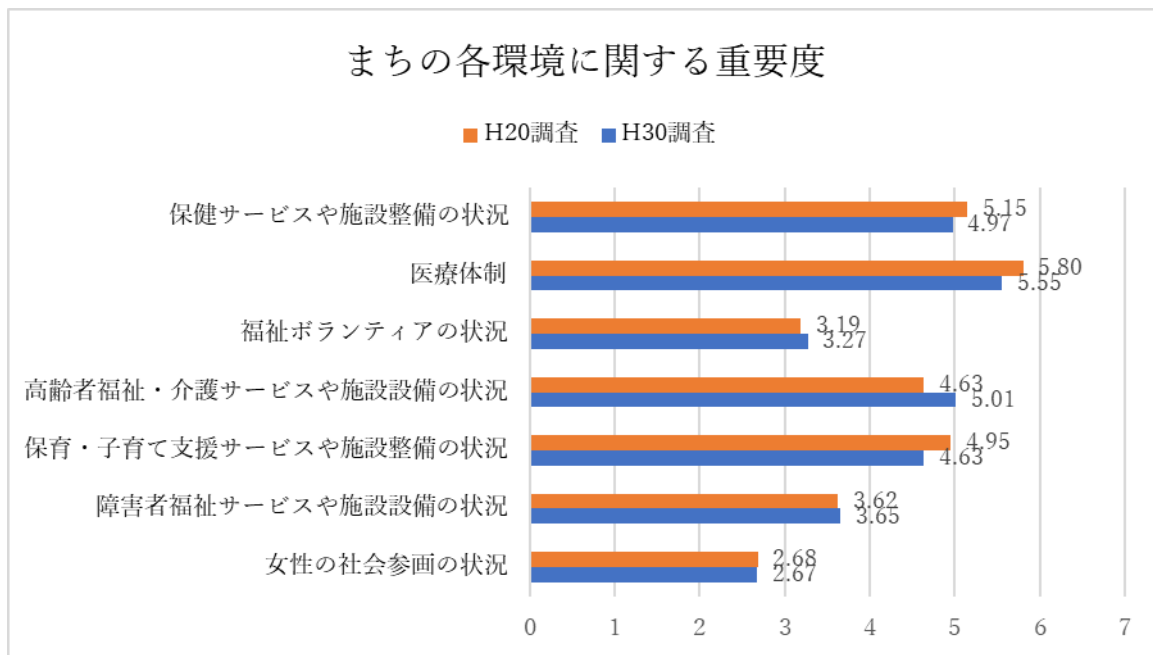
＜苓北町の現状と課題＞

苓北町まちづくりアンケート調査（2018年実施）において、男女共同参画社会を形成するにあたって必要なまちの各環境に関する満足度と重要度についてたずねたところ、「保育・子育て支援サービスや施設整備の状況」において、満足度の評価点は2.83点（7点評価：以下同じ）、重要度の評価点は4.63点であり、10年前の2008年の調査結果から満足度で-0.93点、重要度で-0.32点となっています。また、「女性の社会参画の状況」については、満足度0.92点で-0.2点、重要度では-0.01点という結果となりました。

このことから、男女共同参画を進める上で、保育・子育て支援サービスや施設整備など女性が働きやすい環境整備を行うとともに、女性の社会参画を更に推進していく必要があります。



「苓北町まちづくりアンケート調査 健康・福祉分野」抜粋
出典元「苓北町第7次振興計画」



「苓北町まちづくりアンケート調査 健康・福祉分野」抜粋

出典元「苓北町第7次振興計画」

<重点目標毎の現状と課題>

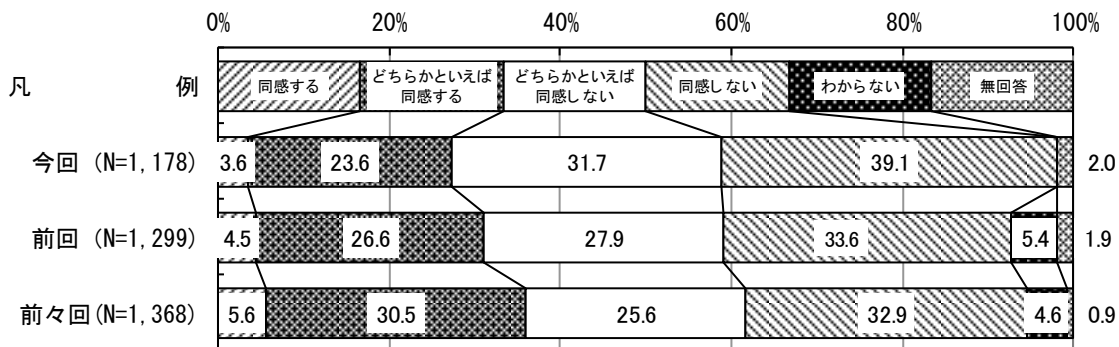
(1) 男女共同参画に関する意識改革の推進

熊本県の2019年度（令和元年11月）調査によると、「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）に同感しない人の割合は7割を超えています（図1）。しかしながら、社会における男女の地位の平等感では、約6割の人が「男性の方が優遇されている」と感じており、特に、「社会通念・慣習・しきたり」の分野では、わずかに減少していますが、8割弱の人が「男性の方が優遇されている」と感じています（図2）。このように、固定的性別役割分担意識には同感しない一方で、県民から見た社会の実態は変わっていないようです。

固定的性別役割分担意識の解消をはじめ地域の実態を変える町民の具体的実践に繋がるよう啓発活動を展開していく必要があります。

■ 固定的性別役割分担意識 (図1) ■

あなたは、『「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方』について、どう思いますか。

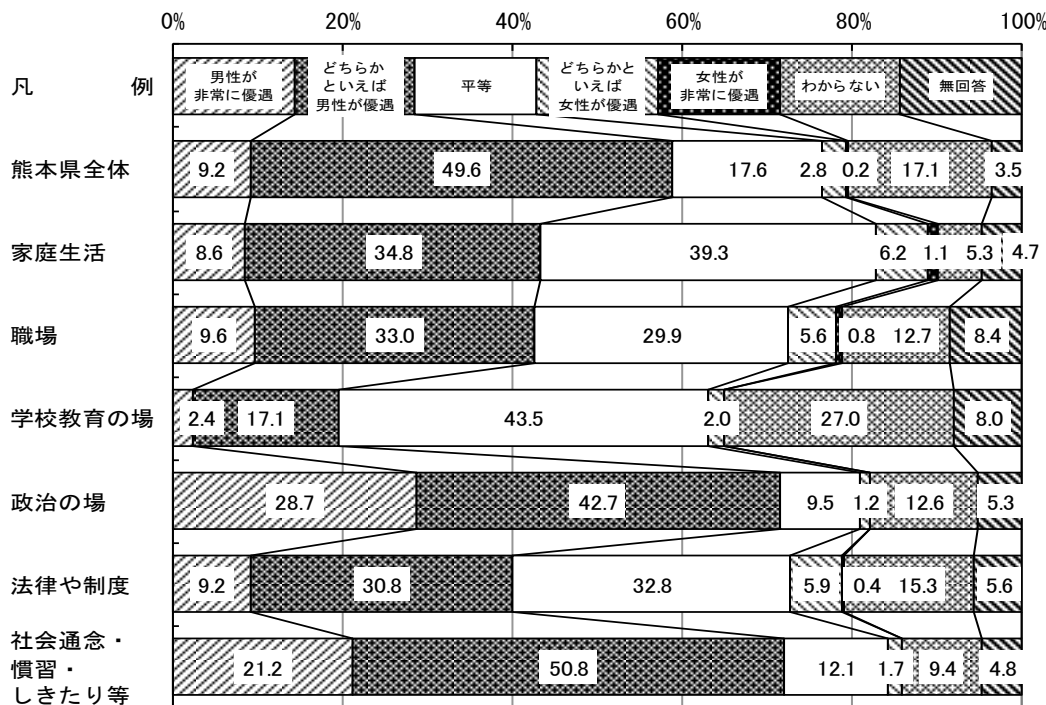


熊本県男女参画・協働推進課 「男女共同参画に関する県民意識調査 (R1.11 実施)」

出典元「第5次熊本県男女共同参画計画」

■ 男女の地位の平等感 (図2) ■

あなたは、男女の地位は平等になっていると思いますか。



熊本県男女参画・協働推進課 「男女共同参画に関する県民意識調査 (R1.11 実施)」

出典元「第5次熊本県男女共同参画計画」

(2) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

本町のさまざまな活動においては、これまで女性が担ってきた部分も大きいですが、下支えとしての女性の参画は多いものの、政策・方針決定の場への女性の参画は依然として低い水準にあります（図3-①、図3-②、図3-③）。

さまざまな分野において、活動が特定の性、年齢層で担われている場合もあります。ポジティブ・アクション（※）を推進するなど男女がともに政策・方針決定過程に参画して多様な人材・能力を発揮できる環境を整備し、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある地域をつくっていくことが必要です。

※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第2条第2号に規定）

■ 苓北町における役職等に占める女性の割合（図3-①） ■ 第1期計画時点

役職など	総数	うち女性	女性の割合	調査時点
民生委員・民生児童委員	26人	18人	69.2%	H22.12.1現在
町審議会等委員	318人	38人	11.9%	H22.4.1現在
町管理職	13人	0人	0%	H22.4.1現在
町議会議員	12人	0人	0%	H23.2.5現在
教育委員会の委員	5人	0人	0%	H22.4.1現在
自治会長	51人	0人	0%	H22.4.1現在
農業委員会の委員	15人	2人	13.3%	H22.4.1現在
PTA会長	7人	0人	0%	H22.4.1現在
消防団員	321人	0人	0%	H22.4.1現在

苓北町総務課調べ

■ 苓北町における役職等に占める女性の割合（図3-②） ■ 第2期計画時点

役職など	総数	うち女性	女性の割合	調査時点
民生委員・民生児童委員	26人	18人	69.2%	H27.4.1現在
町審議会等委員	389人	95人	24.4%	H27.4.1現在
町管理職	13人	0人	0%	H27.4.1現在
町議会議員	12人	1人	8.3%	H27.4.1現在
教育委員会の委員	5人	0人	0%	H27.4.1現在
自治会長	51人	0人	0%	H27.4.1現在
農業委員会の委員	15人	1人	6.6%	H27.4.1現在
PTA会長	5人	0人	0%	H27.4.1現在
消防団員	307人	3人	1.0%	H27.4.1現在

苓北町総務課調べ

■ 苓北町における役職等に占める女性の割合 (図3-③) ■ 第3期計画時点

役職など	総数	うち女性	女性の割合	調査時点
民生委員・民生児童委員	26人	15人	57.7%	R 3.4.1 現在
町審議会等委員	460人	105人	22.8%	R 3.4.1 現在
町管理職	13人	0人	0%	R 3.4.1 現在
町議会議員	12人	1人	8.3%	R 3.4.1 現在
教育委員会の委員	5人	0人	0%	R 3.4.1 現在
自治会長	51人	0人	0%	R 3.4.1 現在
農業委員会の委員	7人	2人	28.6%	R 3.4.1 現在
PTA 会長	5人	0人	0%	R 3.4.1 現在
消防団員	275人	7人	2.5%	R 3.4.1 現在

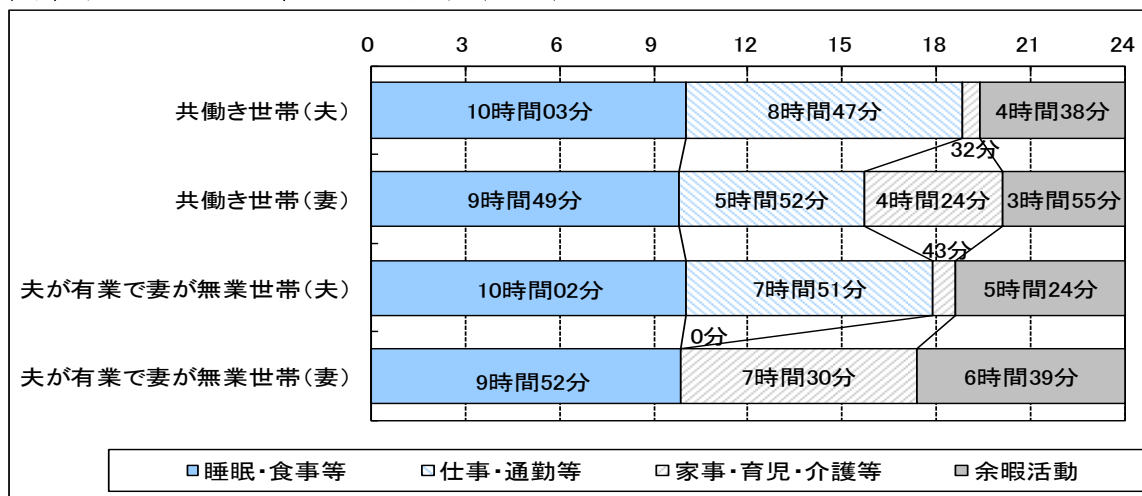
苓北町総務課調べ

(3) 雇用・労働における男女共同参画の推進

総務省熊本県の調査によると、夫婦の生活時間において、家事・育児・介護等に従事する時間は、共働き世帯であっても妻が夫の8倍以上と、妻の就業の有無にかかわらず依然として家事・育児などの家庭の役割は女性に偏っています(図4)。

したがって、男女共同参画の推進に係る取り組みとして、様々な世代で固定的性別役割分担意識等を植え付けず、また、押しつけない取り組みや、男女双方の意識を変えていく取り組みが極めて重要であり、加えて、男女共同参画の視点に立ち、性別にとらわれず個人として能力を発揮できる生き方を選択できるよう支援するため、相談体制の充実及び周知を図る必要があります。

■ 熊本県における夫婦の生活時間 (図4) ■



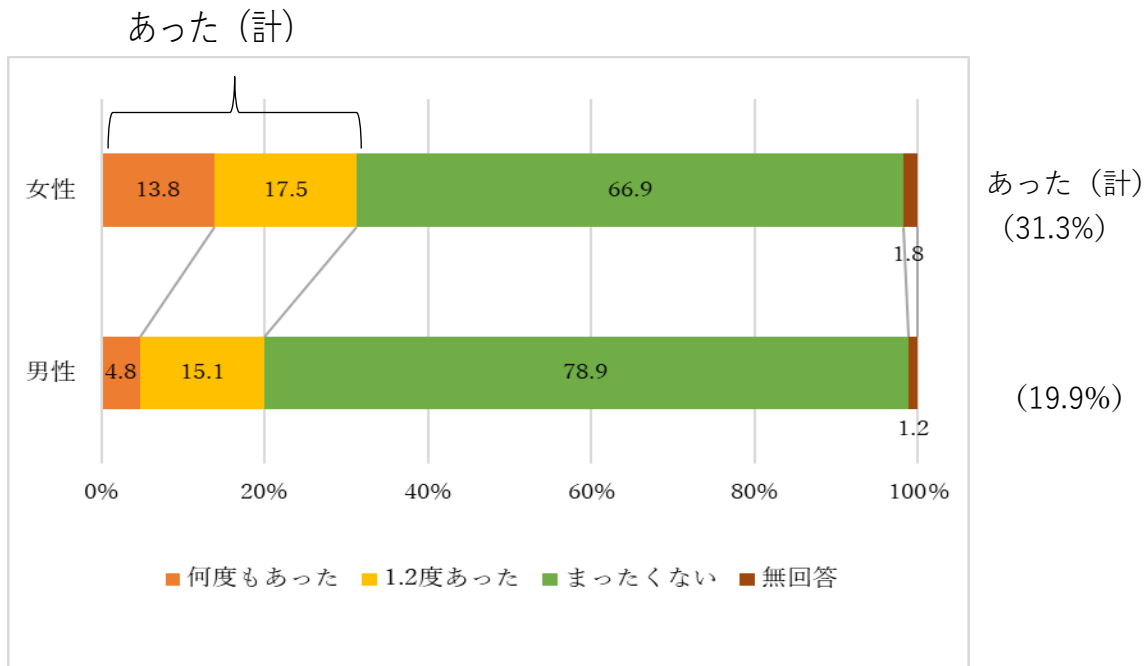
出典元「第5次熊本県男女共同参画計画」

(4) 暴力の根絶に向けた環境整備

内閣府の調査によると、女性の3割、男性の2割の人が配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）からの暴力による被害経験があると答えており、複数回（1～2度、何度も）あったものの割合は、女性が31.3%、男性が19.9%となっています（図5）。また、女性の4割、男性の7割がどこ（だれ）にも相談していない状況にあります（図6）。

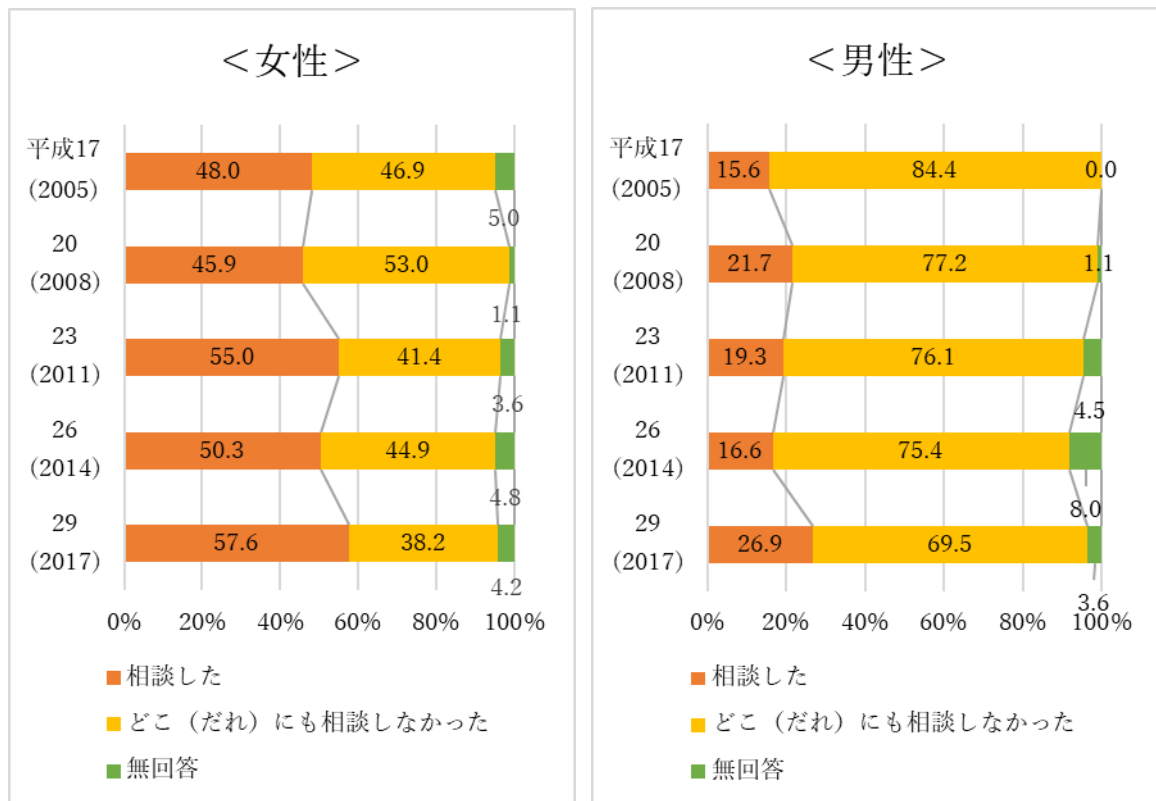
性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、近年は、情報通信技術（ICT）の進化やSNS等の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力の被害は一層多様化しており、これらの暴力の根絶に向けた対応や被害者救済及び自立に向けた支援や基盤整備などが必要です。

■配偶者からの被害経験（図5）■



内閣府「男女間における暴力に関する調査」

■配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合の推移（図6）■



内閣府「男女間における暴力に関する調査」

第2章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨及び基本理念

第1章にあるとおり、男女のそれぞれの生き方を狭めるおそれのある性差別、性別による固定的役割分担、偏見などを見直し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することは、持続可能な魅力ある地域づくりに必要不可欠です。この計画は、本町における男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

また、本町における男女共同参画推進の基本理念（男女共同参画を推進していくうえでの基本とする考え方や視点）を下記のとおりとし、この基本理念を原点に第1期・第2期に引き続き、第3期計画を推進していきます。

基本理念1 男女の人権の尊重

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。日本国憲法にも、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念です。

基本理念2 社会における制度又は慣行についての配慮

社会制度や慣行が、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担を一般化させ、男女が自由に生き方を選択することに影響を与えることがあります。男女共同参画社会の形成にあたっては、社会制度や慣行の及ぼす影響を出来る限り中立なものとなるよう配慮することが重要です。

基本理念3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の形成にあたっては、多様な人材・能力を発揮できる環境を整備し、男女がともに政策又は方針の立案及び決定の過程に参画して推進することが重要です。

基本理念4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画社会の形成にあたっては、家族を構成する男女が互いに協力し、家庭生活における家族の一員としての役割を果たし、かつ仕事や地域生活などの家庭生活以外の活動を行うことができるようにすることが重要です。

【参考】

本町における基本理念は、男女共同参画社会基本法に定める基本理念と整合を図っています。

2. 計画の位置付け

(1) 市町村男女共同参画計画としての位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」に位置付けられるものであり、苓北町における男女共同参画社会の形成に向けた総合的な施策の指針です。

(2) 法令及び関連計画との整合性

この計画は、男女共同参画社会基本法、熊本県男女共同参画推進条例及び国や県の男女共同参画計画を踏まえ、苓北町振興計画「第7次基本構想」「第13期基本計画」との整合性を図っています。

(3) 「苓北町DV防止基本計画」としての位置付け

重点目標第3「男女共同参画における安全、安心な暮らしの実現」において「苓北町DV防止基本計画」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に位置付けられるものとし、本町における配偶者からの暴力防止、被害者保護を図るための計画であり、苓北町男女共同参画計画は、苓北町DV防止基本計画を取り込んだ計画としています。

3. 計画期間

この計画の計画期間は、2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に対応して、必要に応じ見直しを行っていきます。

4. 計画の基本目標

「男女が安心していきいきと暮らせるまち」

苓北町において男女共同参画社会が実現した姿を「男女が安心していきいきと暮らせるまち」とし、男女が、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に対等な立場で参画し、喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の実現を目標とします。

5. 重点目標

第1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と環境づくり

広報・啓発活動の推進をはじめ、学校教育における男女平等教育の推進や講座・教室の開催などにより、男女共同参画に関する意識改革を推進します。

第2 あらゆる分野における女性の参画拡大

- ① 審議会や委員会への女性登用率の向上のため、関連する制度や条件の見直しを行うなど環境づくりを行うとともに、町職員への女性の登用、職域の拡大、各種団体役員への女性登用の働きかけなどを行い、政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。
- ② 学習機会の提供や女性団体の活動支援を行い、女性の能力向上を支援します。
- ③ 男女が対等な立場で共に働き、また仕事と家庭が両立できるよう、男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度等の普及・啓発、農業や自営商工業者などの労働環境改善の啓発等に努めます。

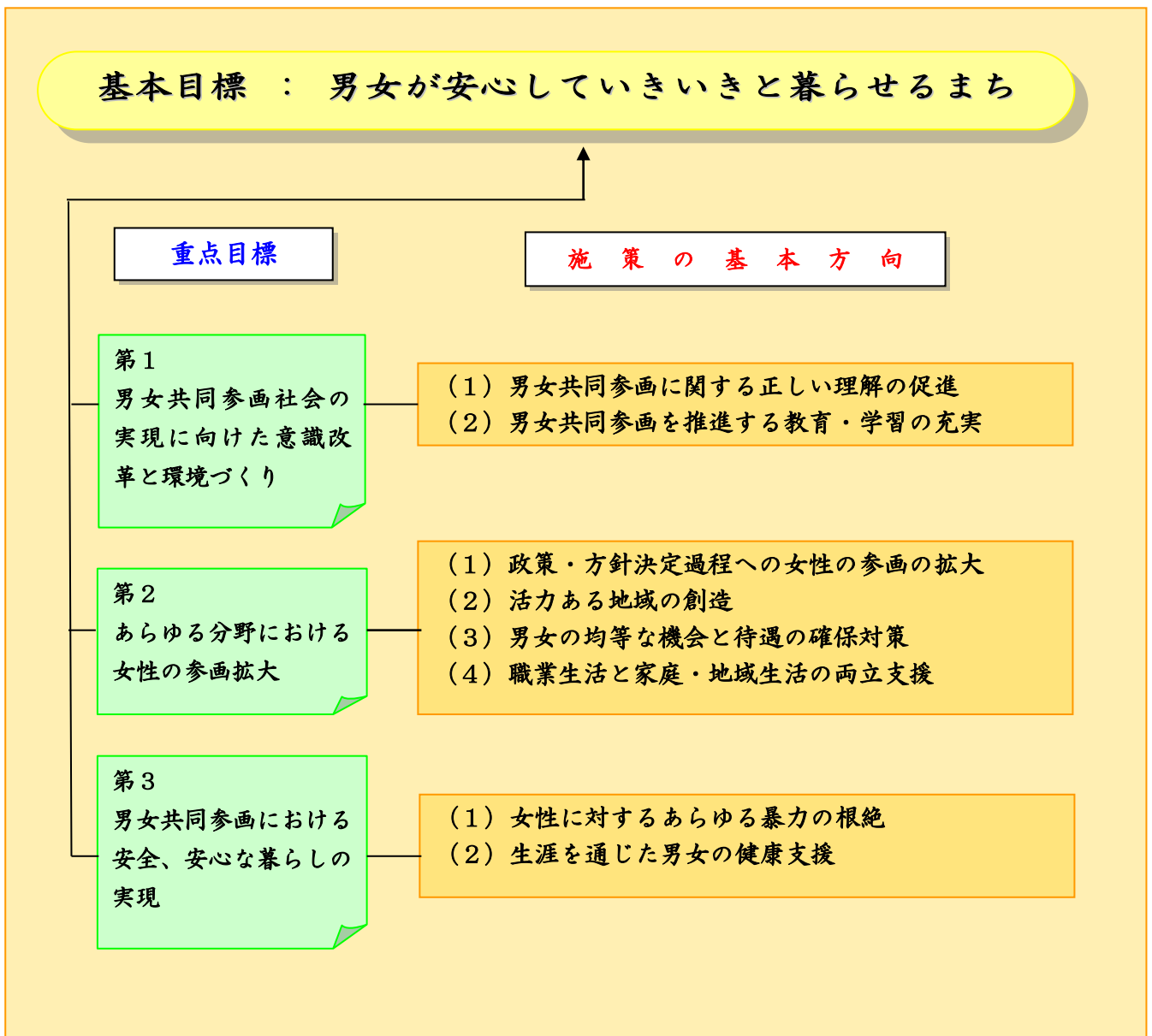
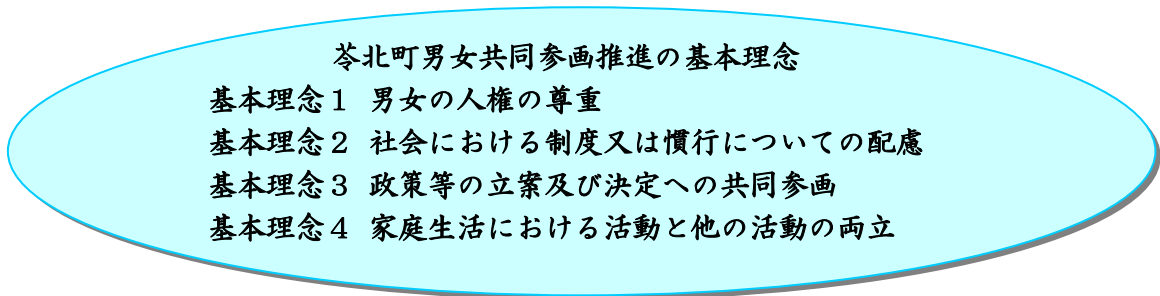
第3 男女共同参画における安全、安心な暮らしの実現

DV・ハラスメントなどを含むあらゆる暴力の根絶に向け、安心ネットワークの活動を促進するとともに、啓発・相談活動に努めます。

本計画を進めていくためには、国・県の取り組みとも連動するとともに、町内企業や関係団体等がそれぞれの立場で男女共同参画の実現に向け、協働を図ります。

6. 計画体系図

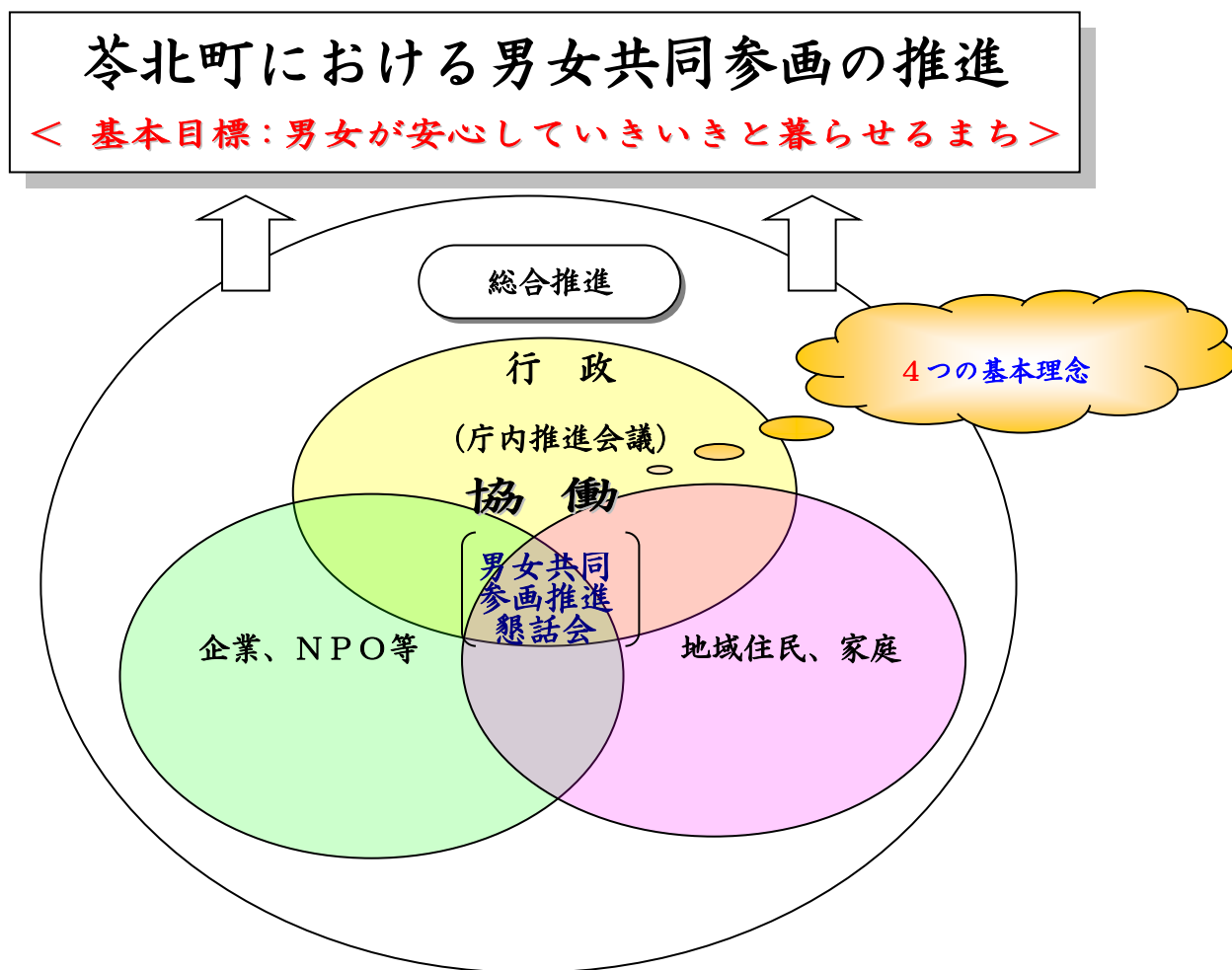
基本目標の達成を図るために、4つの重点目標を定めます。それぞれの重点目標を達成するために、施策の基本方向に沿って取り組みます。



7. 計画の推進体制

計画の推進にあたって、苓北町役場のあらゆる部署において男女共同参画社会づくりの重要性を認識し、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深めるとともに、「苓北町男女共同参画庁内推進会議」を設置して、全庁的かつ総合的に取組みを実施します。

また、学識経験者や地域住民の意見を施策等に反映させるため、必要に応じて「苓北町男女共同参画推進懇話会」の設置も検討しながら、住民をはじめ企業・地域団体・NPO等の各種団体、行政関係機関などと連携・協働して推進していきます。



第3章 行動計画～具体的な取組み～

【重点目標第1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と環境づくり】

広報・啓発活動の推進をはじめ、学校教育における男女平等教育の推進や講座・教室の開催などにより、男女共同参画に関する意識改革を推進します。

施策の基本方向

(1) 男女共同参画に関する正しい理解の促進

男女共同参画の実現を阻害するものの一つとして、人々の意識の中に長年にかけて形作られてきた性別に基づく固定的役割分担意識がいまだに根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開します。

具体的施策	取組内容	担当課
① 広報紙等による啓発	男女共同参画の視点に立った広報に努めるとともに、広報「れいほく」や町ホームページに男女共同参画の関連記事を掲載するなど町民の意識啓発を行います。	総務課
② 講演会等による啓発	男女共同参画に関する講演会・町民講座等を開催し、町民の意識啓発を行います（苓北セミナー・高齢者大学講座等）。	総務課 教育委員会
③ 苓北町男女共同参画週間による啓発	男女共同参画週間（6月23日～29日）にあわせて「苓北町男女共同参画週間」を設け、各種啓発活動を行います。	総務課
④ 男性に向けての意識啓発の推進	男性自身の固定的役割分担意識からの脱却や働き方の見直し、また男性の育児休業取得の促進など、男性にとっての男女共同参画の意義やメリットについて積極的に広報・啓発活動を行います。	総務課

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女とも、一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、人権の尊重と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図るとともに、家庭・学校・地域において、男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発に努めます。

具体的施策	取組内容	担当課
① 人権教育・学習の推進	苓北町人権教育・啓発基本計画に沿って、就学前教育、学校教育、社会教育及び啓発（人権に深い職業に従事する町・教職員等に対する研修等含む）を行い、町民の人権意識の高揚を図ります。	教育委員会
② 学校教育における男女共同参画の推進	小中学校において男女共同参画の視点に立った教育・指導及び教育環境づくりに努めます。	教育委員会
③ 教職員に対する意識啓発の推進（研修参加の促進）	児童生徒に人権の尊重と男女平等の理念を推進する教育の一層の充実を図るため、教職員に対し男女共同参画に関する研修等への参加を促します。	教育委員会
④ 保護者に対する意識啓発の推進	保護者会やPTA活動等において、保護者に対し男女共同参画の視点に立った家庭教育等について意識啓発を行います。	教育委員会

【重点目標第2 あらゆる分野における女性の参画拡大】

審議会や委員会への女性登用率向上のため、関連する制度や条件の見直しを行うなど環境づくりを行うとともに町管理職への女性の登用、職域の拡大、各種団体役員への女性登用の働きかけなどを行い、政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

- ① 学習機会の提供や女性団体の活動支援を行い、女性の能力向上を支援します。
- ② 男女が対等な立場でともに働き、また仕事と家庭が両立できるよう、男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度等の普及・啓発、農業や自営商工業者などの労働環境改善の啓発等に努めます。

施策の基本方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

あらゆる分野における政策・方針決定過程に男女が対等に参画することは、男女共同参画を推進するうえで重要な課題の一つであり、審議会等における女性委員の登用など女性の政策・方針決定過程への参画をさらに進めていきます。

具体的施策	取組内容	担当課
① 町の審議会等における女性委員の積極的登用	町の政策・方針決定に関わる審議会等において女性委員の登用を積極的に進めます。	総務課
② 町の管理職等への女性登用	人材育成及び女性職員の職域拡大（配置の見直し）を積極的に進め、更なる資質の向上を図りながら女性の管理職等への登用を推進します。	総務課
③ 農山漁村における政策・方針決定の場への女性の参画促進	農業委員会等の各種組織活動の中で、農山漁村のあらゆる場面でだれもが生き生きと発言・活動できるよう働きかけます。	農林水産課
④ まちづくりにおける企画立案・方針決定の場への女性の参画促進	男女が手を携えたまちづくりを進めるため、まちづくりに関する協議会等委員への女性の参画を促進します。 また、地域づくり団体等への女性の参画を働きかけます。	企画政策課

(2) 活力ある地域の創造

防災、地域おこし、まちづくり、観光、環境など地域のあらゆる分野において、男女がともに参画し、多様な発想・活動などを通じて、持続可能な、活力ある地域づくりを進めます。

具体的施策	取組内容	担当課
① まちづくりにおける企画立案・方針決定の場への女性の参画促進（再掲）	男女が手を携えたまちづくりを進めるため、まちづくりに関する協議会等委員への女性の参画を促進します。また、地域づくり団体等への女性の参画を働きかけます。	企画政策課
② 地域づくりを推進するリーダーの育成	地域づくりに関する研修会等を開催し、地域づくり等において企画立案・方針決定過程に参画する人材の育成に努めます。	企画政策課
③ 地域資源を活かした都市と農山漁村の交流活動支援	農山漁村の地域資源を生かしたツーリズムを推進し、都市と農村の交流を通して、地域の活性化に向けた活動を支援します。	農林水産課

④ 家族経営協定の締結促進	女性の労働環境の改善や経営参画、後継者の育成を図るために家族経営協定に関する情報提供や指導助言を行い、家族の話し合いによる家族経営協定の締結を積極的に進めます。	農林水産課
⑤ 起業活動の支援	女性の活動等による農山漁村の活性化を図るため、女性グループの加工技術や経営管理能力の向上、地域資源を生かした特産品開発等の起業活動を支援します。	農林水産課
⑥ 食文化・地域文化の継承	女性の活動等による農山漁村の活性化を図るため、地域や学校教育の場と連携し、豊かな食文化や農山漁村に伝わる生活技術等の地域文化を継承する食育活動や地域文化の継承活動等を支援します。	農林水産課
⑦ 安心して暮らせる住宅環境づくり	持続可能な活力ある地域づくりの基礎となる定住を促進する取組み（宅地造成、分譲、住宅新築時の優遇措置等）を行います。	土木管理課
⑧ 良好な環境づくり	良好な環境を次世代に引き継ぐため、苓北町環境基本条例に基づく環境施策及び環境教育・学習を推進します。	水道環境課
⑨ 男女双方の視点に配慮した防災体制の整備	男女双方の視点に配慮した地域における消防・防災活動を行うための体制整備を検討します。	総務課

(3) 男女の均等な機会と待遇の確保対策

就業は生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものであることから、就業における男女の均等な機会と待遇の確保などに取組み、男女が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりを進めます。

具体的施策	取組内容	担当課
① 男女雇用機会均等法の周知	商工会等と連携し、町内事業所に対して雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保を働きかけます。	商工観光課
② 男女共同参画に関する研修支援	男女共同参画に関する学習資料、情報提供を行うなど事業所が実施する研修を支援します。	総務課
③ モデルとなる職場づくり	町役場が他事業所に対するモデルとなるよう男女共同参画の職場づくりを目指します。(男女共同参画に関する町職員の意識調査の実施やセクシュアル・ハラスメントの実態把握等)	総務課

(4) 職業生活と家庭・地域生活の両立支援

男女ともに多様な働き方や生き方を選択し、自己実現が図られるよう、企業・国等関係機関が連携し、子育てや介護の支援策等仕事と生活の調和の実現に向けた取組みを着実に進めます。

具体的施策	取組内容	担当課
① 仕事と家庭の両立に関する広報・啓発	商工会等と連携し、町内事業所に対して仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりを働きかけます。また、男性の育児休業取得の促進や家庭生活への参画などを促進する啓発を行います。(ワーク・ライフ・バランスの普及啓発、育児・介護休業制度などの両立支援制度の活用促進)	商工観光課 総務課
② 子育てに関する支援の充実	苓北町子ども子育て支援事業計画に沿って、男女が安心して保育(家庭生活)と仕事の両立が出来るように児童福祉を充実させます。(延長保育促進事業、休日保育事業、一時保育促進事業、放課後児童健全育成事業、子育て支援センター事業等の実施)	福祉保健課

【重点目標第3 男女共同参画における安全・安心な暮らしの実現】

DVなどを含むあらゆる暴力の根絶に向け、安心ネットワークの活動を促進するとともに、啓発・相談等を推進します。

施策の基本方向

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を充実させるとともに、被害の未然防止、被害者の効果的な支援に努めます。

具体的施策	取組内容	担当課
① 人権に関する講演・学習会による意識啓発	女性に対する暴力を含む人権問題をテーマとした講演会や学習会を開催し、町民の意識啓発を行います。	福祉保健課 教育委員会
② 「女性に対する暴力をなくす運動」の展開	DV・性犯罪、売買春、各種ハラスメントなどの女性の人権を著しく侵害する暴力をなくすため、国・県及び関係機関と連携して「女性に対する暴力をなくす運動」を展開します。(広報誌等への掲載、パンフレットの配布など)	福祉保健課
③ 相談窓口の周知、相談対応	相談窓口の周知を図るとともに、相談に適切に対応します。	福祉保健課
④ 被害者の保護、自立支援	関係機関と連携してDV・虐待等暴力被害者の安全確保及び自立を支援します。	福祉保健課

⑤ 暴力の根絶に向けた環境整備	DV・虐待等暴力被害者の保護、早期発見、相談対応、情報収集を図るため関係機関・関係者による安心ネットワークを構築して活動を推進します。	福祉保健課
⑥ 防犯に配慮した公共施設の整備	犯罪の予防に配慮した道路整備や防犯灯の設置を行います。	土木管理課 総務課

(2) 生涯を通じた男女の健康支援

男女が生涯にわたって心身ともに健康であることは、仕事と家庭を両立させるなど自らが希望する生活を送る基本的要件であるため、ライフステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう取組みを進めます。

具体的施策	取組内容	担当課
① 健康づくり教室等による意識啓発・運動の推進	健康づくりに関する教室や講演会等を開催し、健康に対する町民の意識啓発を行うとともに、年齢や体力に応じて誰もが日常生活に運動を取り入れ、スポーツに親しみながら健康づくりができるよう機会を充実させます。	教育委員会 福祉保健課
② 生活習慣病の予防、早期発見・早期治療の推進	苓北町健康増進計画や苓北町特定健康診査等実施計画に沿って、ライフスタイルに応じた健康教育・健康相談を実施して生活習慣病予防に努めます。 また、各種健診（検診）を実施して病気の早期発見、早期治療、重症化予防に努めます。	福祉保健課
③ 思春期から妊娠・出産及び小児期における支援の充実	小、中、高校と連携を図り、保健所や薬剤師会等の関係機関と役割分担をしながら性教育、飲酒、喫煙、薬物に関する正しい知識の提供や相談に応じます。 また、元気な子どもを産み育てられるよう、妊婦健診や乳幼児健診、健康教育、健康相談、家庭訪問を行い支援していきます。 不妊に悩む夫婦の不妊治療費助成を行います。	福祉保健課
④ 高齢期における健康の保持増進	苓北町第8期高齢者福祉計画（令和3年度～5年度）及び介護保険事業計画（令和3年度～5年度）に沿って、高齢者の健康管理や自立した生活を支援します。	福祉保健課

